

保護者の皆様へ

幼稚園に入園が決まつたら、次の手続きが必要です。

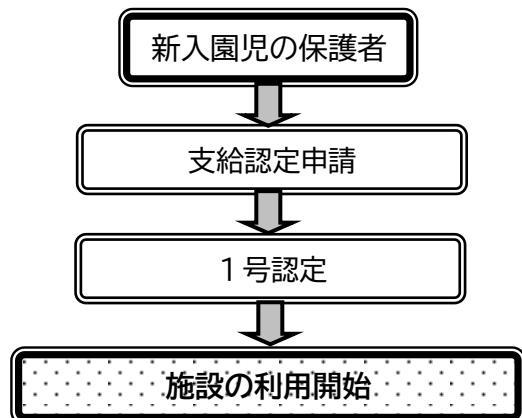
● 支給認定の手続きについて●

支 給 認 定 に つ い て

- 新制度移行幼稚園に通う園児の保護者は、利用のための認定（保育の必要性の認定）を受けていただきます。認定の区分は3つとなっており、認定に応じて利用できる施設などが異なります。

支給認定区分		対象となる子ども	利用できる主な施設・事業
1号認定	教育標準時間認定	満3歳以上の就学前の子ども (2号認定を除く)	幼稚園 認定子ども園
2号認定	満3歳以上保育認定	満3歳以上で保護者の就労や疾病などにより、家庭での保育が困難な子ども	保育園 認定子ども園
3号認定	満3歳未満保育認定	満3歳未満で保護者の就労や疾病などにより、家庭での保育が困難な子ども	保育園 認定子ども園 地域型保育

支 給 認 定 申 請 の 流 れ (1号認定の場合)



- 支給認定申請書を港区に提出します。
- 申請を受け、1号認定の認定証を交付します。

支給認定の有効期間

1号認定の有効期間は、認定を受けてから小学校就学前までを基本とします。

申請書に記載する個人番号（マイナンバー）の利用について

- 子ども・子育て支援法に関連する事務は、個人番号（マイナンバー）を利用します。手続きにあたり、世帯状況や税情報の確認のため、必要となります。
- なりすましなどの不正を防止するため、申請者のマイナンバーが正しいかどうかの「番号確認」と、申請者ご本人であるかどうかの「本人確認」を行います。
- 「番号確認」と「本人確認」のため、次の証明書等の写しをご提出ください。
なお、確認書類は申請者本人のみ必要です。（配偶者や子どもの分は不要）

申請者の個人番号	番号確認	本人確認
個人番号カードを持っている場合	・個人番号カード（表面と裏面）	
個人番号カードを持っていない場合 (※次のいずれか)	・マイナンバーが記載されている住民票の写し	・運転免許証・パスポート・障害者手帳 ・在留カード、特別永住者証明書など

● 書類の提出について ●

「子どものための教育・保育給付支給認定申請書」に必要事項を記入の上、提出してください。

※ 認定証の発行後、申請内容に変更が生じた場合は教育長室までご連絡ください。

申請書記入例

子どものための教育・保育給付支給認定申請書

(宛先) 港区長

子ども・子育て支援法第20条第1項の規定に基づき、子どものための教育・保育給付に係る支給認定について申請します。なお、保育の必要性等の確認のために、区が保有する住民基本台帳、住民税等の情報を利用すること及び提出した書類の内容について、各総合支所区民課、子ども家庭課、教育委員会事務局学務課、入所する施設等に必要に応じ情報を提供することに同意します。

個人番号
(マイナンバー)

2025年 月 日申請

申請者	フリガナ 氏名 住所	○○ ▲▲ ○○ ▲▲ 港区 芝公園1-5-25	個人番号 生年 月日	1980年 10月 1日	子どもとの 統柄 父 母 ()	自宅電話 00-1234-5678 携帯電話 090-0000-0000
配偶者 (□不 存 在)	フリガナ 氏名 住所	○○ ▽▽ ○○ ▽▽ □申請者と同じ	個人番号 生年 月日	1980年 9月 1日	子どもとの 統柄 父 母 ()	自宅電話 □申請者と同じ 携帯電話
対象の 子 女 (△)	フリガナ 氏名 ○○ □□ ○○ □□	統柄 2022年 4月 2日	個人番号 生年 月日	年 3	認定区分 (該当するもの) 1号認定 (満3歳以上) 2号認定 (満3歳以上・(満3歳未満教育認定)) 3号認定 (満3歳以上・(満3歳未満保育認定))	年 月 日
			年 月 日		1号認定 (満3歳以上・(満3歳未満教育認定)) 2号認定 (満3歳以上・(満3歳未満保育認定)) 3号認定 (満3歳以上・(満3歳未満教育認定) 保育認定)	年 月 日
			年 月 日		1号認定 (満3歳以上・(満3歳未満教育認定) 保育認定)	年 月 日

兄弟で幼稚園に在園する場合は申請書は1通にまとめて構いません。

認定を希望する期間 2025年 4月 1日 から 年 月 日 まで (就学前まで)

※1号認定を申請する場合は、以下の記入は不要です。 申請者の事由(該当するものに○) ①就労 ②出産 ③疾病 ④障害 ⑤介護・看護 ⑥求職 ⑦就学 ⑧災害復旧 ⑨育児休業 ⑩その他() 保育が必要な時間(該当するものに○)	配偶者の事由(該当するものに○) ①就労 ②出産 ③疾病 ④障害 ⑤介護・ ⑦就学 ⑧災害復旧 ⑨育児休業 ⑩その他() 標準時間(最長11時間) · 短時間(最長8時間) ※申請者又は配偶者の事由が求職の場合は、短時間認定になります。	申請期間は原則として就学前までです。
--	---	--------------------

【注意事項】

・この支給認定申請書において、保育所入所申込みはできません。入所申込みを希望する場合は、別途保育所入所申込書にて申込みください。
・認定事由等に変更がある場合は、認定の変更申請が必要です。在園又は入園を希望する施設の入園担当まで御連絡ください。

(要領)

利用施設名、所在地を記入してください

利用施設名:

幼稚園・こども園

利用施設所在地:

【問い合わせ先】

〒105-8511 港区芝公園1-5-25

港区教育委員会事務局教育推進部教育長室教育総務係

TEL 03-3578-2720